

京都市教育長告示第23号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第1条第2項中「の在学中学校(入学しようする者が既に中学校を卒業している場合は、当該中学校)」を「が在学し、又は卒業した中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び中学校に準じる学校を含む。)」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)